第十　平成十七年十二月二十八日農林水産省告示第二千七号（木材統計調査規則第六条の農林水産大臣が定める製材工場等を定める件）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「地方農政事務所等（地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）にあっては地方農政事務所、地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）」を「都道府県」に、「地方農政事務所等の長」を「地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）」に改め、同項第二号中「地方農政事務所等の長」を「地方農政局長」に改め、「統計部長から」の下に「都道府県ごとに」を加え、「すべて」を「全て」に、「抽出するものとする」を「抽出し、これを都府県庁所在の市（特別区を含む。）に置かれる地方農政局の地域センター（第四号において「取りまとめ地域センター」という。）の長に通知する」に改め、同項第三号中「地方農政事務所等ごと」を「都道府県ごと」に、「地方農政事務所等の長」を「地方農政局長」に改め、同項第四号中「地方農政事務所等の長」を「地方農政局長」に改め、「統計部長から」の下に「都道府県ごとに」を加え、「抽出するものとする」を「抽出し、これを取りまとめ地域センターの長に通知する」に改める。

第四条中「及び第二項」及び「又は提出」を削る。

別記様式第一号中「局・農政事務所番号」を「都道府県番号」に、「センター番号」を「地域センター等番号」に、「農政局　統計部　」を「農政局　統計部　地域センター等　」に改める。

別記様式第二号中「局・農政事務所番号」を「都道府県番号」に、「センター番号」を「地域センター等番号」に改める。

別記様式第三号中「局・農政事務所名」を「局・地域センター名」に改める。

別記様式第四号中「局・農政事務所番号」を「都道府県番号」に、「センター番号」を「地域センター等番号」に改める。

第十一　平成十八年八月七日農林水産省告示第千百九号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第二条第一項第三号の農林水産大臣が定める事項等を定める件）の一部を次のように改正する。

第五号ハ中「地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局長、北海道にあっては」を「地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長（地方農政局又は北海道農政事務所が所在する道府県のうち地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの管轄区域以外の区域にあっては当該区域を管轄する地方農政局長又は」に、「地方農政事務所長等」を「地域センター長等」に改め、同号ニ及びホ中「地方農政事務所長等」を「地域センター長等」に改める。

第十二　農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針（平成二十三年三月十四日農林水産省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

第3章の第2の1中「及び地方農政事務所」を「並びに地方農政局及び北海道農政事務所の地域センター」に改める。

附　則

この告示の施行の際現にある第五から第十までの規定による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省告示第八百七十号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月三十一日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月三十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
近畿自動車道	海南市下津町市坪字道寄畑一二二八番から同市下津町市松原那智勝浦坪字道寄畑一二二六番まで	平成二十三年九月一日〇時

○関東地方整備局告示第三百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により一般国道の改築工事を本整備局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十三年八月三十一日

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の期日
百五十八号	松本市奈川から同市安曇まで	改築	平成二十三年九月一日

○中部地方整備局告示第百二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月三十一日　　中部地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
瀬戸市大坪町五一番から同市田中町六三番一まで	前	八・八〇～一四・四〇	〇・二四六
	後	一五・〇〇～一八・三〇	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月三十一日　　近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
加古川市野口町野口字土ブタイ七七八番六から同市野口町野口字長筬七五四番二まで	前	四〇・〇〇～五一・〇〇	〇・一二一
	後	四〇・〇〇～六三・〇〇	〇・一二一

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月三十一日　　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
二号	加古川市野口町野口字土ブタイ七七八番六から同市野口町野口字長筬七五四番二まで	平成二十三年八月三十一日